

平成 22 年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

荻谷 康太

アラビア語著作から見る西アフリカ・イスラームの宗教的・知的連関網 ——アフマド・バンバに至る水脈を中心に——

課程博士（学術）博総合第 996 号（平成 22 年 4 月 22 日授与）
審査委員会委員 東京大学教授 杉田英明（主査）、同准教授 森山 工
同教授 長澤榮治、同教授 鎌田 繁、熊本県立大学教授 砂野幸稔

本論文「アラビア語著作から見る西アフリカ・イスラームの宗教的・知的連関網 —— アフマド・バンバに至る水脈を中心に」は、その標題に示されている通り、西アフリカのアラビア語写本・刊本の分析を礎に、同地域のイスラーム宗教知識人たちのあいだに張り巡らされていた壮大な知の伝達経路を復元し、その伝達の動態を素描しようとする試みである。そのさいの中心人物として選ばれたのが、今日のセネガルなどで強大な勢力を保持している神秘主義教団（ムリッド教団）の開祖アフマド・バンバ（1853 年頃-1927 年）である。そして、バンバの思想形成に寄与した数世代前までの知識人たちの事績をも視野に収めながら、彼ら自身の著作や伝記といったアラビア語散文および韻文の一次史料を精密に読解し、彼らの周辺に築かれていた直接的関係（面会や書簡による教義や情報の伝達過程）ならびに間接的関係（著作の学習や引用、注釈書の執筆、散文著作の韻文化などの営み）を辿ってゆく。従って、本論文で扱われる時間的・空間的な射程は、狭義には神秘主義教団が拡大・定着を始める 18 世紀前半から、バンバが歿する 20 世紀初頭までの約 200 年間の西アフリカであるが、広義にはその背後に広がる北アフリカ（マグリブ）やエジプト・シリア・イラク（マシュリク）の、イスラーム勃興以来の広大な領域と時代に属する知識人たちのアラビア語著作が含まれることになる。

全体は「序」と「結語」を挟む形の二部構成を取る。第 1 部「西アフリカ・イスラームの教団的枠組みに関する情報の整理と蓄積」全三章では、バンバに先立つ世代の三知識人の人物史がそれぞれの章において描写される。その三人とはすなわち、西アフリカにおけるカーディリー教団中興の祖スィーディー・アル=ムフタル・アル=クンティー（1811 年歿）、ティジャーニー教団の教えを西アフリカに初めてもたらしたムハンマド・アル=ハーフィズ（1830-32 年頃歿）、そして独自の教義によって教団の枠組みそのものを変革・超越しようとしたムハンマド・アル=ファーディル（1869 年歿）である。

ここでは、各人物の血統や、神秘主義の教義の接受における師弟関係を示す道統、そしてより一般的な学問的系譜などが検討される。とくにクンティーとハーフィズについては、それぞれが学んだ先人の著作が学問分野別の一覧表の形で提示され、彼らが宗派や教団、地域の枠組みに捉われな膨大な領域の学問的伝統を受容していたことが指摘される。また、並存する諸教団が、神の許に至る一本の道である点において本質的差異を持たないという考えから出発して、ハーフィズが複数教団の並存を容認する思想を展開し、ファーディルが教団間の差異自体を否定する「教団単一論」を主張したことも紹介される。これらの思想と、バンバの思想との親和性は第 2 部で改めて検討さ

れることになる。

第2部「西アフリカ・イスラームの宗教的・知的連関網」全三章は、第1部の内容を受ける形で、主人公アフマド・バンバに即した知の連関の様相を具体的に描写する。第1章「アフマド・バンバの若年期」では、バンバの生涯を辿りながら、彼が若年期に渉猟した著作や彼自身が著わした作品の一覧表が提示され、第1部の三名と同様、バンバも時間・空間、あるいは教団の垣根を越えた広範な著作を吸収していたことが明らかにされる。第2章「西アフリカの宗教的・知的連関網：直接的関係」では、これまでの議論を要約する形で、クンティー、ハーフィズ、ファーディルの三者とバンバとを中心とした人物相互の相関関係が概略図によって提示される。第3章「西アフリカの宗教的・知的連関網：間接的關係」は、バンバが読んだ著作の一覧表を出発点とし、それらを西アフリカ以外の地域（マシュリクおよびマグリブ）に由来する著作群と、西アフリカ内部の著作群とに二分別した上で、彼に流れ込んだイスラームの知の伝統を具体的に跡づけてゆく。とくに、イスラーム法学と神秘主義とを融合した「知識」の重要性と、そうした「知識」の「行為」に対する優越とを説くバンバの著作中の文言が、マシュリク出身の大思想家ガザーリー（1111年歿）に淵源を持ち、マグリブ出身のシャーズィリー教団のアフマド・ザッルーク（1493年歿）や、西アフリカ出身の碩学ヤダーリー（1752/3年歿）の著作を媒介としてバンバへと順次伝承されてゆく連鎖の過程を追った一節は、本論文全体の圧巻と称すべき部分である。その分析を通じ、今日一般にバンバに帰せられる「労働の教義」、すなわち働くことが祈りに通ずるといった思想が根拠のないものであることも明らかにされる。他方、バンバがハーフィズやファーディルに近い、複数教団の並存を積極的に認める思想を展開してゆくさいには、クンティーの著作の文言の意図的な読み替えがなされていることも示される。

最後の「結語」では今後の展望が述べられ、さらに「補遺」においては、バンバの創始したムリッド教団で用いられているウィルド、すなわち教団独自のアラビア語の祈禱句が、註釈付きで翻訳・紹介されている。

こうした構成を持つ本論文の貢献としては、何よりもまず、従来の「黒いイスラーム」論に対し、アラビア語一次史料に基づく根柢からの問い直しを行なった点が挙げられる。「黒いイスラーム」論とは、アラビア半島を中心とする「正統的」なイスラームに比べると、西アフリカの黒人社会で受容されたのは「歪んだ」イスラームであるとする、植民地時代以来人口に膾炙してきた見解である。これに対し本論文では、西アフリカのイスラーム知識人たちが、マシュリクやマグリブの知識人たちとの密接な連関網のなかで知的体系を構築していた事実を明らかにし、この地域のイスラームの特殊性を過度に強調する視点に是正を求めている。また、教団の枠組みを最重要視する従来の西アフリカ・イスラーム研究に対しても、その枠組みの基層部分に通底する、開放的・流動的な知の連関網の存在を示唆することで見直しを要請している。

第二の貢献は、もっぱら植民地行政当局の公文書に依拠したり、文化人類学的参与観察に基づいたりする手法が一般的であった西アフリカのイスラーム研究において、アラビア語一次史料の存在とその重要性とを初めて認識させた点であろう。本論文では、荻谷氏が膨大な時間をかけ、不屈の忍耐力を発揮して蒐集した現地の図書館・文書館所蔵の写本資料や、書店で購入した刊本資料の緻密な読解の成果が遺憾なく生かされている。韻文と散文とを問わず、論文中で引用されるアラビア語の一次史料には、すべてローマ字転写と日本語訳が付され、筆者の訓みが提示される。また、一般に馴染みのない西アフリカの著述家とその著作に、解説や解題が付されていることは言うまでもない。こうして整理・蓄積された基礎的情報自体が、文字資料に基づく今後の実証的な西アフリカ

研究の出発点となるはずである。

第三の貢献は、ムリッド教団のいわゆる「労働の教義」がバンバ自身の著作には見出されず、むしろ後世の人々の意図的読み替えによって作り出された教説であることを明らかにした点である。これは従来なされていなかったまったく新しい指摘であり、この部分だけでも独立した論考の形で、世界の学界に向けて発表する価値があるとの評価が多くの審査員から与えられた。

勿論、高い完成度を示す本論文にも、問題点がないわけではない。例えば、分析の対象を「アラビア語著作」に限定したため、西アフリカに存在するさまざまな「現地語」、とくにバンバの母語であるウォロフ語を媒介とした知の伝達経路への目配りが手薄になっている印象を読者に与えかねない。また、純粋な知の連関を辿るという論文の性格上、それらの知を生み出す母胎となった激動期西アフリカの政治的・社会的状況、とくにイスラームの精神世界と政治権力との矛盾に満ちた関係への言及が十分にはなされていない憾みがある。さらに、西アフリカ研究における教団的枠組みの相対化を提唱する場合には、すでに植民地時代に同様の指摘を行なった人類学者も存在していた事実を踏まえる必要があるとの指摘や、そうした社会的柔軟性の由来に関するさらに深い考察があればよいとの要望も出された。

しかし、これらの多くは本論文が設定する枠組みをはみ出した、今後の課題とも言うべき指摘であり、研究自体の劃期的な価値を減じるものではない。よって審査委員会は、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

上野 雅由樹

タンズィマート期オスマン帝国における非ムスリムの「宗教的特権」と「政治的権利」
—— アルメニア共同体の事例から ——

課程博士（学術）博総第 1001 号（平成 22 年 5 月 27 日授与）
審査委員会委員 東京大学教授 鈴木 董（主査）、同教授 中井和夫
同教授 羽田 正、東京外国語大学教授 林佳世子、同教授 新井政美

本論文は、19 世紀オスマン帝国における西洋化による近代化の試みとしてのタンズィマート期における、非ムスリム共同体の変容過程を実証的に解明することを目指した論文である。その際、多元的イスラーム国家であるオスマン帝国における非ムスリムの諸共同体のうち、変容が最も急速に進んだアルメニア共同体の事例を対象として取り上げている。

本論文の序論においては、問題設定とともに、従来の研究史を批判的に総括し、新たな視点とその視角に立つ分析を支える、従来十分に利用されてこなかった史料群を提示する。第一章においては、タンズィマート期のアルメニア共同体分析の前提として、オスマン帝国内の非ムスリム共同体のあり方に関する通説を批判的に検討する。特にアルメニア共同体につき分析し、従来の通説ではより集権的に描かれてきた前近代のアルメニア共同体には、現実には地方分権的傾向が強く、漸く 18 世紀頃よりイスタンブル総主教座による集権化が進行し始め、19 世紀初頭にかなり集権的となっていたことを明らかにした。

第二章においては、マフムト二世改革の開始前後から、タンズィマート改革の中期に至る、アルメニア共同体の変化とそれへのイスタンブル総主教座の対応が取り上げられた。そして従来の通説

では、近代西欧の影響下における学校教育改革等につき、総主教座が否定的であったとされてきたのに対し、実際には総主教座も、聖職者改革の一環として、近代的学校教育制度の創出や出版活動の活性化に独自に取り組んでいたことが明らかにされた。そして共同体の運営システムにおいても、中央のみならず地方においても組織改革が進行し、恒久的に改革が推進される体制が整えられたことが明らかにされた。

第三章においては、1853年から1863年を対象とされ、アルメニア共同体の基本的な内部体制についてのミット憲法の起草と成立の問題が取り上げられ、憲法起草がオスマン政府の指示によっていたとの通説に対し、それ以前からアルメニア共同体内の独自の動きがあったことが明らかにされ、ミット憲法起草過程についても、新たに発見した第一草案も用い、詳細に検討し、そこにもられたアルメニア共同体内部組織の構成も解明した。組織整備に関わる財源としての共同体税の導入論議と、制度的形成過程が実証的に明らかにされた。新たな枠組みのもとで近代化していくなかで、活発化した言論活動への出版規制の必要性も論ぜられ、出版法起草委員会が設置されたことも明らかにされた。このようななかで、イスタンブル総主教座の空間的視野も広がり、アルメニア人が多数居住していた東アナトリアへの関与の必要も議論されるようになったことが明らかにされた。

第四章においては、1863年から1869年において、政府による統制が強化され、オスマン政府の出版法のもとで、総主教座は宗教的事項にのみ監督権が認められ、総主教とカトリコスとの関係についても、オスマン当局の総主教座を通じた、アルメニア共同体全体への統制が強化され、反面、アルメニア総主教座は政府の権威のもとで外部の総主教座やカトリコス座に対する統制を強化した経過を実証的に明らかとした。

第五章においては、アルメニア共同体中央における構造的な変化の過程を前提としながら、この状況の変化のなかでアルメニア人が多く居住してきた東部アナトリアの現状についての関心が高まり、東部アナトリアの改革議論が始まったこと、改革の要求の対価として、従来棚上げされてきたアルメニア人の兵役参加の問題もまた、アルメニア共同体内部で論ぜられ始めたことに言及し、さらに地方のアルメニア共同体と中央との関係の変化についても分析を加えている。

結論においては、各章の内容を包括的に要約したうえで、オスマン帝国のアルメニア共同体のなかにおいて、タンズィマート改革期にイスタンブル総主教座のコミュニティ全体への統制が強化されるとともに、アルメニア共同体の凝集力も強まっていったこと、それと同時に、オスマン政府が共同体の上層部を取り込むことによって、共同体への統制を強めつつ、宗教宗派をこえた平等の原則に基づく国民統合を打ち出していったことを明らかにした。

本論文においては、タンズィマート改革期のオスマン帝国における非ムスリム共同体の変容を、アルメニア共同体の事例について解明することが目指されている。その際、まず第一点として、従来の通説を批判的に再検討し、当初は著しく分権的であったアルメニア共同体がイスタンブル総主教座を原動力として19世紀初頭までに、かなりの程度に集権化されたことが明らかとされた。

第二点としては、従来の通説においては西洋化による近代化改革に消極的であったとされてきた総主教座の聖職者層が、聖職者改革とのかかわりのなかで教育改革や出版事業育成においても重要な役割を果たしてきたことを明らかとし、そのような文脈のなかで共同体の体制の再編の出発点となるミット憲法の形成と、それに付随し、共同体税導入を初めとするさまざまな改革にも積極的に関与したことが明らかとされた。

第三点としては、このような一連の改革の動きのなかでアルメニア人が多数居住してきた東部アナトリアの現状の改革についても議論が始まり、オスマン当局に対する東アナトリア改革の要求へ

の対価として、従来避けられてきた兵役への参加も積極的に論ぜられ、そのうえで宗教宗派をこえたオスマン臣民としての平等も求められ、そしてオスマン当局もまた自らの思惑のもとで各共同体の宗教的特権を認めつつ、政治的権利の付与の名の下に、国民としての統合を進めようと試みたことが明らかにされた。

本論文は、西欧諸国語はもちろん、トルコ語、オスマン語、アルメニア語の公刊、未刊の原史料を博捜し、新たな重要史料も発見しつつ、従来の通説を再検討し、タンズィマート期オスマン帝国におけるアルメニア共同体の変容過程を詳細に分析した労作であり、本邦はもとより、欧米、トルコ、アルメニア共和国における研究水準をも凌駕する独創的な学術的貢献であると言える。しかしながら、同時代的に進行したアルメニア共同体内におけるナショナリズムの展開過程との関わりについてほとんど触れられていない点、比較史的・世界史的観点から見て、用語上の不徹底が散見される点などの短所もまた見受けられる。とはいえ本論文は、全体的に見れば、オスマン帝国内における非ムスリム共同体の近代化過程における変容、とりわけアルメニア共同体のなかにおけるその実態を、国際的に見ても最も先進的な形で解明した労作であると言える。

以上、本審査委員会は、本論文は、博士（学術）の学位を授与するのに十分値するものであることを認定した。

三倉 康博

初期近代スペインにおけるオスマン帝国の表象
——16 世紀半ばから 17 世紀半ばにかけて——

課程博士（学術）博総第 1014 号（平成 22 年 7 月 22 日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 竹村文彦（主査）、同教授 杉田英明
同教授 齋藤文子、同教授 鈴木 董、筑波大学准教授 宮崎和夫

本論文「初期近代スペインにおけるオスマン帝国の表象——16 世紀半ばから 17 世紀半ばにかけて——」は、副題に示された約一世紀の間にスペイン語で出版ないし執筆されたオスマン帝国をめぐる七つの作品に焦点を当て、スペイン語作家たちが当時のオスマン帝国をどう捉えていたか、またその捉え方が一世紀の間にどのように変化したかを考察したものである。取り上げられた七つの作品には、歴史記述的作品もフィクションの文学作品も含まれる。全体は「序説」と「結論」を別にすれば、「第Ⅰ部」全二章、「第Ⅱ部」全三章、「第Ⅲ部」全三章の三部構成をとる。

問題の所在と研究の目的・方針を示した「序説」に続き、第Ⅰ部「15-17 世紀のヨーロッパおよびスペインにおける、オスマン帝国への関心」では、第Ⅱ部以降で分析されるスペイン語テキストの比較対照項として、スペイン以外のヨーロッパ地域でオスマン帝国がどのように表象されていたのかが論じられる。オスマン帝国の強大化に伴い、ヨーロッパ諸国ではこの帝国への脅威と関心が高まったが、その情報集積・発信の中心地が当初はイタリアであったこと、16 世紀中葉以降ハンガリー、フランス、フランドルなどの出身者の著作が現れるようになること、こうした著述家の中にはオスマン帝国を実際に訪れた者もいれば、帝国を見ることなしにさまざまな先行文献や情報を再編・加工した者もいたことなどが指摘され、さらにヨーロッパの著述家たちは、オスマン帝国とトルコ人について、軍隊の勇猛さ、刑罰の過酷さ、能力優先主義（メリトクラシー）、宗教上の多元性

ない寛容さ、信心深さ、勤勉さ、イスラーム信仰への批判、暴力性・残酷さ、文化・学術上の停滞といった事柄を共通して記述していたことが明らかになる。

第Ⅱ部「スレイマン1世(大帝)時代のオスマン帝国とスペイン作家たち——二大帝国の対峙の中で」では、スレイマン1世在位中の16世紀中葉にスペイン語で書かれた三つの作品が、それぞれ一章を費やして分析される。その三作品とはすなわち、バスコ・ディアス・タンコ・デ・フレヘナルのオスマン王朝史『忌まわしく残忍な民トルコ人に関して語られてきたことの集成』(1547)、ビセンテ・ロカのオスマン帝国事情報告『トルコ人の起源と数々の戦争の歴史』(1556)、およびジャンル混濁的な対話篇で作者不詳の『トルコへの旅』(1555-57頃執筆)である。分析の結果、三作品に共通して見られる要素として、いずれの作品もオスマン帝国を描いた先行文献に相当程度依拠していること、スルタンが専制的に支配するオスマン帝国の軍事力やその他いくつかの長所を認めたとうえで、トルコ人を文明とは相容れない暴力と破壊の民、ヨーロッパが打ち負かすべき敵と見なしていること、新大陸にまで領土を獲得した当時のスペインとオスマン帝国を世界に並び立つ二大帝国と捉え、オスマン帝国との戦いにおける特別な役割をスペイン国王とその軍隊に与えていること、などが導き出される。一方、三作の間、ことにビセンテ・ロカの『歴史』と『トルコへの旅』の間には顕著な相違点もあることが指摘される。すなわち、『トルコへの旅』ではトルコ人の信仰、倫理、社会生活に関して、ビセンテ・ロカの作よりも好意的な見方が目立ち、宗教上の寛容さが浮き彫りにされる。対して、ビセンテ・ロカの作ではキリスト教を抑圧するイスラーム教徒の姿が徹底的に強調されている、という指摘である。『トルコへの旅』でトルコ人が肯定的に評価されている点に、三倉氏はヨーロッパの偏狭なキリスト教社会に対する作者の間接的な批判を読み取り、この批判をエラスムス思想と関連づけている。

第Ⅲ部「変容するオスマン帝国とスペイン作家たち」では、スレイマン1世以降の時代、16世紀末から17世紀前半にかけてスペイン語で著された四つのオスマン帝国関連作品が検討される。スレイマン1世の治世が終わるとオスマン帝国の政治的実権は、スルタンから軍人政治家やハレムの女性たちの手に移り、この帝国はペルシアとの戦争や国内の反乱に疲弊し、ヨーロッパに対する軍事的脅威ではなくなってゆく。こうした帝国の変容が、取り上げられた四つの作品に相異なる形で反映していることを三倉氏は示す。具体的には、オタビオ・サピエンシアの事情報告『トルコに関する新論述』(1622)では、軍隊の衰退ぶりや官僚の腐敗が描かれ、帝国の「弱体化」が強調されていること、ミゲル・デ・セルバンテスの戯曲「偉大なるスルタン妃」(1616)とロペ・デ・ベガの中編小説「名誉ゆえの不幸」(1624)では、オスマン帝国は強大さと繁栄を維持しているものの、スルタンを意のままに操る寵妃が登場し、帝国の権力構造における変化が示唆されること、そして、無学な少年の率直な印象を伝えるディエゴ・ガラン・エスコバルの回想録『虜囚生活と苦難』(1626-48頃執筆)では、オスマン帝国とスルタンは16世紀と同様の権勢と威力を誇っていること、このような点が明らかになる。異教に対するこの帝国の態度に関しては、オタビオ・サピエンシアとディエゴ・ガランが不寛容や抑圧を強調するのに対し、セルバンテスとロペ・デ・ベガはキリスト教徒を受け入れる開放的な社会を描き、モリスコ(キリスト教に改宗したモーロ人)を追放した当時の閉鎖的なスペインと対比している、という主張がなされる。また、スペインとオスマン帝国を世界の二大帝国と捉える発想については、シチリア出身のサピエンシアを除く三者がこれを共有したが、セルバンテスとロペ・デ・ベガには融和的な姿勢が窺われて、もはや敵愾心が失せていることが論じられ、16世紀の著述家たちとの違いが明確にされる。

ここまでの議論を踏まえつつ、「結論」では以下の点が確認される。すなわち、オスマン帝国の

変容をスペイン語作家たちがさまざまな形で映し出していること、個々の書き手のオスマン帝国との関係や価値観が、この帝国の諸相に評価を下すうえで大きくかかわっていること、スペイン作家に特徴的な要素として、スペインとオスマン帝国を二大帝国と捉える意識があること、である。

本論文の意義は、次の三点にまとめられる。

第一に、本論文が、本格的な研究が始まってからまだ日の浅い領域に踏み込み、従来の研究の欠落を補っている点である。初期近代のスペインとオスマン帝国の関係は、政治面・軍事面に関してはそれなりに重要な研究対象となってきたものの、オスマン帝国が当時のスペイン人にどのように認識され、文書の中に表象されていたのかといった問題は、等閑に付されてきた。これまでになされた少数の研究はいずれも、オスマン帝国について記述したスペイン語文献を網羅的に列挙しただけのものであり、いくつかの作品を厳選したうえでその構造や細部を綿密に分析するという三倉氏の手法とは違う行き方を採っている。その意味で、本論文は国際的な観点からも、この研究領域の最先端に位置していると評価できる。

第二に、本論文がスペイン語で執筆されたオスマン帝国関連作品のみならず、同じ時代に他のヨーロッパ諸語で書かれた同種の作品にまで分析の対象を広げ、これらとの比較においてスペイン語作品の特色を明らかにし得た点である。こうした達成は、多言語にわたる卓抜した語学力をもって初めて可能となるが、実際本論文では、16 世紀の大部で難解なイタリア語文献、フランス語文献をはじめ、現地の図書館や書店で蒐集された膨大な写本資料、刊本資料が丹念に読み込まれ、存分に活用されている。原文の引用が、達意で正確な日本語に訳されているのは言うまでもない。

第三に、本論文が文学研究に歴史研究を接続する意欲的な試みであるという点である。本論文ではセルバンテスやロペ・デ・ベガといったスペインの文豪のフィクション的な作品が何点か扱われ、文学的な読解が施されているが、その一方でブローデルなどの歴史研究の成果が随所に取り入れられ、そうした読解の支えとなっている。本論文で得られた知見は、歴史研究への貴重な貢献ともなるものである。

一方、審査の席上ではいくつかの問題点も指摘された。第一に、「結論」部分が各章で述べられた事柄のまとめに終始しており、それらを改めて整理・統合し、より高い次元の結論に導く努力が不足していたこと。第二に、引用されたテキストに対する執筆者の注解や評価が必ずしも充分ではないこと。第三に、ヨーロッパ世界対オスマン帝国という国際関係の中にスペインの事例を位置づける巨視的な観点が欲しかったこと、である。しかしこれらの問題点は、本論文の画期的な価値を損なうものではない。

したがって、本審査委員会は本論文が博士（学術）の学位を授与するのにふさわしいものと認定する。

石井 弓

記憶としての日中戦争

——インタビューによる他者理解の可能性——

課程博士（学術）博総第 1015 号（平成 22 年 7 月 22 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 代田智明（主査）、同教授 石田勇治
同教授 菅 豊、同准教授 吉澤誠一郎、東京外国語大学教授 岩崎 稔

本論文は、中国におけるある農村の日中戦争の記憶を探ることによって、中国人の日中戦争に対する歴史的感情的実態と継承のモメントを明らかにするとともに、聞き取り調査による他者理解を通して、対象を観察するインタビュアー自身が変化する経緯を、自覚的に描いたものである。このことによって、後に述べる「客観性」をめぐるアカデミズムの規範に対して、スリリングな刺激を与えるという問題提起がなされ、新しい領野を開拓し、学際的たらんとする、いかにも「地域文化研究」の魅力と可能性を感じさせる論文となった。

論文のモチーフは、著者が学部学生時代、中国に留学していた際、中国人学生から日中戦争に対して、日本人として態度表明を強要されたことに端を発している。戦争を実際に体験していない中国人学生が、その体験を自らのもののようにして、これまた戦争を体験していない若い日本人を批判できる心的機制は、どのようにして可能なのか、体験者の記憶はどのように伝達されていくのか。これを論理的に解明したいという素朴な疑問から本論文は出発している。本論はその疑問を、現在の国民国家体制の枠組みのなかで完全に解き明かしたとは言えないが、僻地の農村における聞き取り調査を通して、記憶の継承関係のいくつかの要素を取り出すことに成功し、そのなかに、中国研究からすると衝撃的な事実が発見されている。と同時にその記憶の継承が、中国的な共同体の形成と継承と深く関わっていることを提示し、従来の中国農村共同体論に対しても、新たな貢献を果たしていると言えよう。また、後に触れる記憶論についても、論壇で提示されたときはいささか曖昧であった「感情記憶」という概念を、より豊富で、概括性のあるものに広げる可能性を提示しており、中国知識人から提起されたこの概念に対して、日本側として正面から向き合った議論として高く評価できる。以下各章に従って、本論文の概要を示しておきたい。

第1章は「記憶について」と題され、近年の記憶論の概略を整理した。著者はアルヴァックスなどの議論に拠りながら、記憶が歴史とは異なる形で生まれ、継承されるものであることを証明し、とりわけこれらの構造主義的議論が、社会構築主義的な面で有効性をもったこと、モニュメントや国家的イベントによって、事件が集団的記憶として形成されるプロセスを解明した点を評価した。しかし一方でこうした議論が、記憶する主体自身を軽視し、彼ら1人ひとりがどのようにそうした擬似的な過去を記憶していくのか、という点の解明がおろそかにされたとする。ここで少し前に、中国の人文研究者、孫歌や戴錦華がある座談会で提起し、論壇で話題になった「感情記憶」論が取り出される。「感情記憶」とは、たとえば南京虐殺をめぐる死者数について、「三十万人」という数に疑問をもつことは、歴史的実証性とは別の次元で、中国人としては許容できず、この数を否定することは「肌を切られる」痛みの感覚（これを感情記憶という）をもつと孫と戴は述べた。これに対して、日本側の論者は集団記憶に重点をおいて、あまり理解を示さなかったし、孫や戴自身も、他人の感情的意識や国民あるいは人民の記憶という形でしか提示せず、自分自身の主体としての記憶を回避した結果、より深い議論に入ることができなかったとしている。このため、著者は1人ひとりがどのように記憶を保持したのか、という観点から、この問題にアプローチしようとした。

第2章は「中国における戦争記憶の変遷」と題され、1949年以降、人民共和国の「公的記憶」の変遷を整理し、50年代から70年代にかけて、日中戦争が国家レベルでどのように表象されていったかを『人民日報』のデータベースを使って提示した。公的記憶では、被害の表象はほとんど現れず、「勝利の記録」であったが、80年代になって「性暴力被害」が国際問題になるにつれて、被害のイメージが表出されてくる。一方この間、被害の記憶は公的記憶に抑圧されたかのようにあったが、農村では「訴苦」「四史」の編成、「憶苦思甜」（過去の辛さを思い出し、現在の幸せを確認する

運動) など繰り返される「政治運動」のなかで、共産党の指導のもとであったが、戦争を含めた過去の体験者の語る場が提供され、それが社会主義的な農業集団化のなか、村落共同体において、むしろ戦争記憶の形成の基礎を作ったとしている。

第 3 章は「日中戦争の記憶と視覚イメージ」。ここから、著者がある期間滞在し、聞き取り調査を行った山西省孟県における具体的叙述が展開される。この村落の地域は、南に日本軍が拠点をつくるなか、共産党の移動政府を受け入れつつ、山西省に基盤を置く閻錫山軍にも対応するという複雑な地域であった。まずは戦争を体験しない農民が、いかにして体験者の戦争記憶を受け取ったかを映像イメージを通して分析している。60 年代に農村では、農業集団化が進められる一方、共産党の宣伝政策として、村むらを巡回する露天映画の上映などが頻繁に行われた。ここで上映された映画の内容は、八路軍がゲリラ戦で日本軍を翻弄し、打ち破るストーリーであったが、戦争未体験の人びとは、映画を見たその晩に、日本軍に追跡される恐怖感に満ちた「夢」を見る点で共通性があることが判明した。これについて、多くの農民は、父祖の語る日中戦争の悲劇的な物語や日本兵の恐さが、それまではイメージとして明確でなかったが、映像によって具象化できたことを共通して語っている。勝利の映像が、父祖の共同体的な語りを受け止めようとする潜在意識によって、恐怖のイメージに転換するいきさつがここに語られている。

第 4 章は「戦争の語りの分析——「順口溜」から語りの分析の広がりを読む」と題され、農村における記憶伝承のメディアとして、一種の謡いのような物語が伝わっていることに注目した。「順口溜」は、常軌を逸脱した何らかの事件が村に発生すると、個々の歌い手によって作成され、事件の衝撃性とときのよさによって、時間的空間的広がりをもち、百年以上近辺の村むらで歌い継がれたり、新しい事件が挟み込まれたりする。これは現在でも、都市部のネット社会で媒体として使われているが、その場合も風刺性が強いものである。農村では土地革命以来のさまざまな政治的事件に対し、農民の心情をひそかに謡い込んで、当時の共産党の政策にひややかな眼差しを向けたものもある。それを直接的に表現せず、重層化した意味性と音声という非文字の媒体によって、事件の記憶を伝達してきたと著者は指摘する。ここで著者は、日中戦争に関係するものとして、「劉根徳探親」という順口溜をとりあげ、これをかなり完全な形で文字化することに成功した。ここでも時間は歴史のように一方向ではなく、事件は重層的立体的に組み込まれ、娘婿を頼って他村を訪れる旅行譚に、共産党の土地革命への不満とともに、日本軍による虐殺事件が挟み込まれる形になっている。1944 年に起きた虐殺事件(趙家莊惨案)は、村のある青年が、日本に協力する中国人部隊とともに日本軍を村に引き入れ、見張り番の村人が居眠りをしていたこともあって、共産党の協力村と思われた村の人びとを片端から水溜に溺死させた事件であった。導き入れた青年については、聞き取りに対して、八路軍の徴用に応じて村から差し出した(共産党に入党させた)もので、厳しい軍隊生活に耐えられず日本軍に寝返ったから、彼が悪いのではないという意向が、村の長老などから聞かれたという。ある意味で村の恥辱というべき事態を、順口溜に謡い込み、かつ漢奸(コラボレーター、彼はのちに処刑された)というべき裏切り者を悪く言わないところに、中国農村の共同体的な紐帯が窺われ、かつ村の損害を教訓として伝えようという強い意志が感じとれると指摘する。

第 5 章「記憶される語り」は、第 4 章でまとめられた資料をもとに、地方政府や公的記録と比較対照することで、順口溜の複雑な位置を確認し、語りの伝承と記録される歴史との架橋される地点を探っている。「県誌」のような公的歴史と、それ以前に収集された地方政府による口述記録などを調査し、それがインタビューの語りなどとの程度距離をもっているかを、共同体の内在的視点のありかたとして分析した。また外の村に嫁した村の女性が、外部の者にも理解できる形で事件を反

省的に語る場合があるところに、事件を対象的に取り出し、客体化する「歴史」的視点の萌芽があるとしている。さらに「劉根徳探親」が地域や時代によって変化してきたことを指摘し、「憶苦思甜」などの政府からの政策と、それに対応しつつ利用した村落の記憶保持との絡まった関係を分析している。この順口溜が、裏切り者であるはずの青年の鎮魂の（崇りを鎮める）意味と、村の記憶を伝承することで、村に属していることをつねに確認しようというアイデンティティ確認の意識があると指摘している。

終章では、記憶を研究する意味とその方法が述べられ、他者理解とりわけ記憶の理解には、外在的な観察者としてではなく、村人1人ひとりの記憶に接する内在的な視点が必要であり、そのことはこの研究過程で、論者自身の体験として語られてくる。そうすることで、初めて村落共同体における記憶を、あたかも対象として材料のように取り出すのではなく、共同体内部に包摂された「個」の記憶として、感情記憶に類したものとして考えることが可能になるという。それは近代的な「個」という概念をもう一度考え直すことにも繋がるだろうと締めくくっている。

審査委員会においては、この論文が発見したいいくつかの事象および課題と分析を高く評価しつつ、しかし検討すべきいくつかの問題もあることを確認した。第1に、記憶論ではアルヴェックス以降に、社会構築主義的な議論だけでない展開もある点が見逃されていること。第2に、記憶を扱う上で「夢」に関する理論的枠組みが提示されていないこと。第3に、記憶にアプローチする意味で、第3章（映像）と第4章以降（順口溜）のふたつのアプローチの関連性が論理構成上ははっきりしていないこと。また大きな問題として、著者自身が聞き取りの過程で、自らの立ち位置を変化させており、村人の記憶とともに著者の体験記にもなっていること。そのため学問的客観性に欠ける面があり、したがって対象化して批評することが不可能な部分を産み出してしまったこと。さらには、孟県という1地域に限定された事象を、中国という地域に無前提に拡大するのは危険ではないか、という指摘もあった。最後の2点は、大きな課題として残るが、フィールドによる研究の長所と短所でもあり、また審査委員会内部でも、著者自身の個人史的叙述がもつ「説得力」に、むしろ評価を与える意見もあった。本論文の成果そのものが、歴史学やオーラル・ヒストリー、記憶論に対する問題提起であると受け止め、著者はもとより審査委員も含めて、今後考察すべき論点を、本論文が析出したことは、逆にその画期的価値を証明しているとも言えるだろう。また記憶論に対する貢献として、「感情記憶」というややジャーナリスティックな概念に、学問的に正面から取り組んだ点で大きな価値が認められる。さらに中国研究としては、コラボレーター（漢奸）に対して共同体的な立場から擁護する発言を記述するなど、共産党支配下における民衆の赤裸々な意識と記憶を提示したことは、十分に衝撃的であり、この部分だけでも成果としては高く評価されるべきである。

もとより叙述にはやや稚拙な面があり、論理的枠組みもこれから補完すべき点が多々あると言えるけれども、審査委員会としては、以上の欠点あるいは問題点が、本論文に博士号を与えるのに支障があるとは判断できず、むしろ新たな領野を開く可能性を秘めたものとして高く評価し、全員一致で、博士号（学術）を与えるに値すると結論した。

倉田 明子

19世紀南中国におけるプロテスタント布教の発展と「開港場知識人」の誕生
—— 洪仁玕と『資政新篇』の位置づけをめぐる ——

課程博士 (学術) 博総第 1022 号 (平成 22 年 9 月 30 日授与)
審査委員会委員 東京大学教授 村田雄二郎 (主査), 同教授 遠藤泰生
同准教授 谷垣真理子, 同准教授 吉澤誠一郎
国際基督教大学教授 菊池秀明, 亜細亜大学教授 容 應黄

倉田明子氏の学位請求論文「19 世紀南中国におけるプロテスタント布教の発展と「開港場知識人」の誕生——洪仁玕と『資政新篇』の位置づけをめぐって」は、1840 年代から 1860 年代にかけて香港と上海で展開したキリスト教 (プロテスタント) 布教の様態に着目し、この時期、南中国におけるキリスト教布教の結果形成された新しいタイプの知識人の活動や思想を、洪仁玕という人物を軸にして描き出そうと試みたものである。

論文は、序章と本論 7 章、および終章からなり、巻末に別表 2 種 (6 頁)、参考史料・参考文献一覧 (11 頁)、および人物関係図 (1 枚) を収める。本文は A4 判で全 188 頁あり、字数は約 27 万字 (原稿用紙 400 字詰めに換算して約 680 枚) の分量になる。

まず、本論文の内容を紹介する。

序章で筆者は「開港場知識人」という独自の概念と視角を提示し、これに関連する先行研究を整理した上で、四つの課題を設定する。すなわち、(1) 初期中国プロテスタント史の再構成、(2) 洪仁玕像の再構成、(3) 「開港場知識人」の擡頭・誕生の跡づけ、(4) 中国近代化プロセスにおける洪仁玕『資政新篇』の位置づけ、の四点を本論文が考察すべき課題とし、本論の構成を提示する。

第 1 章「南京条約以前の南中国におけるプロテスタント布教の展開」では、1807 年のロバート・モリソンの広州到着から 1842 年の南京条約の締結に至るまで、ロンドン伝道会などキリスト宣教師によるマカオや広州での布教活動をたどりつつ、草創期のプロテスタント布教史を概観する。

続く第 2 章「プロテスタント布教の拡大と太平天国運動」では、1842 年の開港以降、おもに香港と上海で本格化したプロテスタントの布教活動を整理し、これに刺激を受けて南中国に広がった太平天国運動にも眼を向け、宣教師側の史料を使いつつ、外国人と中国人を含めたキリスト教徒と太平天国の勢力拡張には錯綜する関わりがあったことを指摘する。

本論文の主人公とも言うべき洪仁玕を扱うのが、第 3 章「洪仁玕とキリスト教」である。ここでは、洪仁玕がキリスト教を受容するに至った経緯やロンドン伝道会助手としての初期活動の実態が、バーゼル伝道会などの未公刊史料を駆使しつつ詳細に語られる。また、李正高や王韜など、本論文で「開港場知識人」に分類される人士と洪仁玕の接触・交友関係も、本章で明らかにされる。

第 4 章「香港・上海における開港場知識人の誕生」は、ロンドン伝道会がそれぞれ香港、上海に設けた英華書院、墨海書館という印刷所兼出版社に着目し、ここで出版された書籍や刊行物が、洪仁玕ら「開港場知識人」にとって西洋に関する知識を得る上でもっとも重要な情報源になっていたことを指摘する。中でも、筆者は英華書院や墨海書館を運営した西洋人宣教師の活動のみならず、宣教師の助手や翻訳協力者・論文執筆者として貢献した中国人信者の存在に注目し、聖書や宗教書のみならず、科学書の翻訳や出版においてかれらの果たした役割を重視する。

つづく第 5 章「『資政新篇』における西洋文明とキリスト教の影響」では、洪仁玕の主著とされる『資政新篇』に関する詳細なテキスト分析が展開される。筆者は、宣教師によって紹介された英文の資料なども参照しつつ、従来知られることのなかった『資政新篇』の著述と刊行の過程を逐一跡づけ、その思想内容についても新たな知見を加えている。洪仁玕が『資政新篇』の執筆に当たり参照・引用した地理書とのテキスト対照一覧は、文中の表 1-3 や巻末の別表 2 に収められる。

第6章「洪仁玕と太平天国」は、1860年太平天国の首都・南京に入り「干王」に封じられた洪仁玕の動静を、おもに南京を訪問した外国人宣教師との交流を軸に考察する。筆者は宣教師たちの眼に映る洪仁玕像の変化をおいながら、西洋諸国の太平天国評価が肯定から否定へと推移してゆくさまを、各種報告書や新聞記事などをもとに丹念にたどっている。

本論最後の第7章「開港場知識人の台頭」では、キリスト教や西洋理解、さらに太平天国との関わりで、洪仁玕と共通する要素の多い王韜など複数の「開港場知識人」の思想や活動を取り上げ、改めて本論の主題である「開港場知識人」の存在様態について総括的な展望を提示する。

終章では、以上の各章で積み重ねてきた考察をもとに、大きく以下の三点の結論が導き出される。第一に、19世紀40年代から60年代にかけて、プロテスタント宣教師とかれらに近接した中国人信者の関係は、前者が後者に一方的に知識や信仰を施したというものではなく、互いに相手の文化や学術を学ぼうとする一面もあったこと。第二に、洪仁玕という特異な経歴を有する人物は「開港場知識人」という、近代に誕生した新たなエリート群の中に位置づけられるが、この知識人群は、科学を含む西洋知識やキリスト教受容などの要素をもとに、さらにいくつかのグループに分節化しうること。そして、第三に太平天国—洪仁玕—キリスト教というつながりの中でこそ、『資政新篇』に含まれる時代的意義と中国近代化への独自の志向を見出しうること、以上が最後に提示される本論文の結論である。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員はおもに以下の三点で高い評価を与えた。

まず、従来西洋人宣教師の活動のみに光をあててきた中国プロテスタント史の中で、さまざまな背景や人脈によって結ばれる中国人信者が布教や科学伝播などの面で果たした役割を正当に評価し、太平天国とキリスト教の関係を再考する上で新たな視点を提示したことである。

次に、未公開の一次資料などを用いながら、洪仁玕の生涯と思想の全体像を見事に描ききったことである。とりわけ『資政新篇』のテキスト生成過程を丹念に跡づけ、その内容理解を深めたことは、本論文が国際的に誇ることのできる画期的な成果と言え、洪仁玕および太平天国史の研究に新生面を切り開いたことは疑いない。

第三に、洪仁玕という人物を基軸としながらも、「開港場知識人」という枠組みを設定して、それを一群の中国知識人の思想や活動に広げる展望を示し、この時期の中国近代史像の再構成に重要な視座を提供したことも、本論文の貢献の一つである。

さらに、本論で展開される丁寧な叙述のあり方や、日本語表現力の高さ、浩瀚な資料の調査と分析の能力に対しても、審査委員会は高く評価すべきとの意見で一致を見た。

ただ、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員からは、参考文献一覧の英文表記に不適切な箇所が多いとの指摘がなされた。また、「開港場知識人」という概念の曖昧さや定義のしかたについても、複数の審査員から疑問が呈された。さらに、文中多用される「西洋知識」の内実については、宗教的要素を含めたより細かな歴史的整理が必要だとの意見が出された。

とはいえ、以上述べたような短所は、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

以上、総括するに、本論文の達成が中国地域研究、中国近現代史研究に大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士(学術)の学位を授与するのにふさわしい論文と認定する。

松岡 格
失敗の本質

—— 台湾原住民社会地方化の道程 ——

課程博士 (学術) 博総第 1023 号 (平成 22 年 9 月 30 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 村田雄二郎 (主査), 同准教授 森山 工
同教授 木村秀雄, 早稲田大学教授 若林正丈, 横浜国立大学名誉教授 笠原政治

本論文は、戦前の「大日本帝国」と戦後の中国国民党政権の台湾先住民族統治をめぐる連続と非連続の問題を、歴史的な文献史料博捜・精読による知見と文化人類学的フィールドワークによる知見とを組み合わせる手法によって論究した力作である。

論文は、二部構成とされ序章と終章を含め全 8 章である。論文本論は、A4 判 304 頁 (400 字詰原稿用紙換算約 824 枚、脚注を除く) で、注は脚注として付されている。また、本文中の関連部分には、図 6 点 (地図など)、表 16 点 (統計、関連事項一覧表など) が挿入されている。巻末には、参考文献目録 (全 16 頁) が付されている。

序章「単純化、地方化、そして台湾原住民社会」では、本論文の課題、分析視角、先行研究の検討、方法と史資料、そして著者が調査したフィールドについて述べられている。近年の台湾では、1970-80 年代にかけて明白となってきた先住民族社会の複合的危機状況 (経済的内部植民地主義状況、文化の生産・再生産の安定性の崩壊、先住民族社会の自律性の喪失) を背景に、先住民族自身がそこからの脱却を目指す「台湾先住民族運動」が展開され、国家はその先住民族政策の大幅見直しを余儀なくされた。著者は、① 台湾先住民族運動の背景となったこの複合的危機状況は近代国家の先住民族地域統治の累積的帰結であり、その施策の中核には先住民族地域を国家の一元的行政体系の末端に組み込んでいく「地方としての組み込み過程」(地方化と略称) が存在し、この地方化過程は戦前・戦後の統治国家の交代にもかかわらず強く連続した、そして、② この地方化は、J. スコットが近代国家の近代主義による社会への働きかけのあり方を把握する概念として提起する国家による単純化 (state simplification, 以下単純化) の一形態であるとし、上記複合的危機状況の醸成、台湾先住民族運動の興起、そして先住民族政策の大幅見直しという経緯は、統治国家の交代を越えて連続として続けられた地方化の挫折を意味し、スコットの言う単純化の失敗を意味する、との視角を提起する。この視角に照らすと、台湾先住民族統治史研究の分野においては、戦前と戦後それぞれの時期について一定の蓄積はあるものの、戦前と戦後を通貫する視座でその連続と非連続とを明らかにしようとした研究は乏しいことが指摘される。最後に文献史料の賦存状況と著者のフィールド、即ち台湾南部屏東県三地門郷と霧台郷 (居住先住民族はルカイ族とパイワン族) についての紹介が行われている。

第一部「地方化を目指す「理蕃」統治：起動から形式的完成手前まで」では、「大日本帝国」の台湾統治政策においては、統治の終末まで先住民族地域 (「蕃地」) に対しては平地漢族居住地とは異なる特別統治体制 (「理蕃」体制) が採られていたにもかかわらず、統治担当者の政策目標から見ても政策の内実から見ても、上記地方化の過程が起動されていたことが示される。「理蕃」政策はやがて「蕃地」を消滅させるための過渡期の政策として展開されたのであった。

第一章「原住民の伝統的社会構造と国家による「蕃地」実効支配権奪取」では、地方化開始前の先住民族地域においては、今日「部落」と称されるようになったまとまりが自律的な政治・社会単

位であったが、日本国家による地方化の起動は、こうした自律性を持つ諸部落に対する実効支配の確立が必須の前提であったとして、これまでの台湾近代史研究ではあまり顧みられることがなかった著者がフィールドとする地域の先住民族に対する征服戦争である、いわゆる「ブダイ事件」の経緯を実証している。また、著者がフィールドとするルカイ族とパイワン族の部落における首長を頂点とする社会階層制についての解説も行われている。

第二章「実効支配確立後の「理蕃」統治と地方としての組み込み過程」では、実効支配確立後の「蕃地」において形成されていった警察による「理蕃」統治とその政策展開が跡づけられる。そこで実施された「国語」（日本語）普及の児童教育、青年団・家長会組織を通じた社会教育、警察官による「頭目」選定などによる部落政治秩序への介入、より低地への部落移住政策などは、地方化の観点からすれば、かつて自律的社会単位であった部落を国家から可視的なユニットとしての「村」へと転換していく政策であった。

第三章「稲作普及による農業の単純化と地方化および文化の単純化」では、第二章を受けて地方化の経済・文化施策と言える米作普及政策を検討している。多くの場合部落移住政策と結びついたこの政策は、焼畑農耕から定地農耕への転換を狙ったもので、「蕃地」外との交易促進の意義は小さかったものの、部落に食糧増産をもたらしたのであったが、その一方で、部落で支配的だったアワの生産とアワに結びついた祭祀などの宗教・文化とを抑圧し、部落の移住や「生活改善」運動なども相まって、部落の社会・文化の再生産構造の破壊をもたらした。これらは経済・文化の側面における単純化の意義を有した。

第二部「地方化を進める「山地」行政：形式的完成から実質化へ」では、戦後の中国国民党統治下において、先住民の政治処遇については表面的には戦前とは非連続と言える飛躍を見せながらも、先住民地域の特例行政体制（「蕃地」から「山地」へ）とそれに相応する人口分類（「蕃人」「高砂族」から「山地同胞」）の大枠が引き継がれて、地方化は形式面での進展からさらに実質的完成（過渡的特別優遇諸措置の廃止）を展望するところまで推進されたが、その一方で上記の複合的危機状況を生み出し、地方化の挫折、つまりは単純化の失敗を帰結したことを論じている。

第四章「「理蕃」統治と「山地」行政の連続性」では、上記の統治体制の連続と共通性が具体的に論証されるとともに、台湾全体でのいわゆる「地方自治」制の実施の際に、先住民の政治的処遇の面において、地理的分布と人口構成としては「蕃地」を引き継いで全台湾で30個設置された山地郷の郷長を「山地同胞」に限るという一見民族自治的側面を加味したかに見える優遇措置が執られたことが、その制度の確定過程の詳細とともに示され、また著者がフィールドとする三地門郷などにおける郷長選挙の実際が紹介されている。

第五章「「山地」行政とその施策の基本的性格」では、その「山地」行政体制の内実と理念が検討される。上記のように一見戦前からの非連続を示すかに見える、山地郷を要とする中国国民党政府の山地政策は、「国父」孫文の民族主義と国家構想とに端を発し中華民國憲法に結晶するその国民国家形成理念の下で、「山地」全域において安定的な国民形成を進攻させるための過渡的な措置として位置づけられていたことを明らかにしている。

第六章「「山地」行政体制の組織と役割——地方としての組み込み過程の展開と方法」では、著者が新たに発掘した台湾省政府「山地行政検討会」の暦年会議記録などとフィールドワークの知見を組み合わせる手法で、「山地」行政体制における山地郷の位置づけと山地郷行政の運営の実際が明らかにされている。山地郷制度には一見民族自治的性格（民選の郷長は先住民に限る）を持っているが、「山地」行政体制においては台湾省民政庁を頂点とする地方自治行政体制の末端に固く位置

づけられており、ほとんどは省から下りてくる政策を組織を挙げて執行するのみの存在であった。民選の先住民郷長といえども、自主性を発揮できる余地は極めて小さかった。そんな中、1974 年民政庁は 10 年後を目処に特別行政の諸措置を完全撤廃する目標を公表したが、かかる地方化の進展の中でも先住民社会の複合的危機状況は深まっており、民政庁が目処としたその「10 年後」の 1984 年には先住民運動団体として台湾原住民権利促進会が発足した。こうして運動が一定の成果を挙げの中で地方化方針は放棄を余儀なくされた。これは戦前より連続した国家による単純化の失敗であった。

終章「結論と展望 完成しない地方化・完徹しない単純化：新たな闘い」では、以上の議論が要約されるとともに、スコットがあげる単純化の機制としての徴兵に関して本論文では扱えなかったことが指摘されるなど、今後の研究に向けた反省と展望が語られている。

以上が本論文の概要である。本論文の成果としては次の点が挙げられる。

第一に、台湾近現代史研究において戦前の日本植民地統治期と戦後の中華民国統治期の連続・非連続のバランスの解明の必要が叫ばれて久しいが、本論文は、先住民統治史という分野に限ったものではあるが、それを一貫した視角で論じきり、この分野での連続・非連続の問題に一定の見通しをつけたことである。著者は序論での先行研究批判の実践に成功している。今後の研究に与える影響も小さくはないものと考えられる。

第二に、上記の一貫した視角である。著者は J. スコットの国家による単純化の概念を援用して、地方化という著者の事例に適切な操作・分析概念を導きだし、それをを用いた一貫した視角で長期にわたる先住民統治政策の展開を分析しきった。このことにより、戦前から戦後にわたる国家統治における行政的一元化と、それに連関し派生する諸政策の単純化作用の強い連続性の存在を浮き彫りにすることに成功している。後に示すように、著者のフォーカスの当て方や概念操作は問題なしとしないが、しかし、著者のこうした視角の運用とそれに基づく知見は、狭く台湾研究のみならず東アジア研究における国家—社会関係研究にも貢献するものとなると考えられる。

第三に、文献史料の博搜と精読とフィールドワークの知見を組み合わせるという手法から導かれた台湾近現代史実解明上の成果である。戦前、戦後で特筆すべきものを一つずつ挙げる。

(1) 戦前に関して：著者は、日本統治初期にいわゆる「南蕃」と称されたパイワン族、ルカイ族居住地域を地方化の展開を実証すべきフィールドとした。その為には、地方化起動の前提となる日本国家のこの地域での実効支配確立の経緯を見る必要があった。従来の研究では、日本国家の先住民地域支配の確立は、佐久間左馬太総督期の「蕃地討伐五カ年事業」によって達成されたものとされている。しかし、この「事業」はいわゆる「北蕃」（タイヤル族）を対象としたものであり、「南蕃」地域における「討伐」についてはほとんど言及されないのが常であった。しかし、著者は本論文で「ブダイ事件」と文献上に記される「討伐」、すなわち、先住民部落からすれば進入してきた日本国家との戦争、の詳細を初めて明らかにして、この欠落を埋めた。

(2) 戦後に関して：中国国民党政権の先住民統治に関して、その政策の大まかな変遷の跡付け作業は先行研究においてそれなりに行われてきているが、政策決定過程や「山地」行政の要となる山地郷の運営の実態に目が配られることは稀であった。第六章の論述に最も明白に示されているように、著者は新発掘の資料と、フィールドワークによって得たインフォーマントのデータとを組み合わせ、資料保存が劣悪で研究しにくいこの問題領域についても検討のメスを入れることに成功している。

ただし、こうした本論文にも問題点が無いわけではない。審査委員会においては、次の点が指摘

された。

第一に、本論文では台湾の先住民民族とそれに対する戦前・戦後国家の政策に強烈なフォーカスが当てられている。著者がこのようなフォーカスを堅持し、ぶれていないことがその成果に結びついていると言えるが、しかし、その一面、著者のこの強烈なフォーカスは、著者の指摘する先住民民族に対する単純化、地方化の様態や程度が、戦前・戦後の台湾の国家の統治政策全般において、どのような比重を持ちどのような性格を持つのかなどの問題に対する目配りを著しく弱めている。例えば、著者は単純化・地方化により先住民部落の自律性が破壊されたとするが、日本国家は、平地漢族社会に対しても土地調査、林野調査、戸口調査、旧慣調査などでその可視化を進め、「国語」教育の推進、延長施行される「内地法」の漸進的增加などの施策で、単純化をも図っていったと言えるのであり、先住民地域に行われた単純化、可視化といったことの意義は、少なくともこれらとの対比の上で評価されるべきものであろう。

第二に、本論文では、地方化とそれと連関する経済・文化面での単純化措置が先住民社会の複合的危機状況をもたらし、総体としての単純化の失敗をもたらされたとされるが、行論中に指摘される単純化と、これらの危機的状況をもたらす先住民社会・文化再生産機能の破壊とが、やや一面的ないし直線的に結びつけられすぎる嫌いがある。例えば、日本統治期に行われた先住民の「種族」分類を、戦後の国民党政権が「山地同胞」という括りの下位分類として引き継いでいることは、単純化の議論だけでは必ずしも説明できない。また、例えば、日本統治の文化面での諸施策が先住民の文化を破壊したとされるが、「生活改善運動」にしても「迷信打破」を言い、キリスト教などの宗教布教を禁ずるのみであり、実際に先住民のいわゆる「迷信」が「打破された」のは、1950年代以降長老教会を中心とするキリスト教の信者が山地に急速に増大して以降のことであった。これも国家による単純化ということだけでは説明が困難であろう。

しかしながら、本審査委員会は、上記の欠点は本論文の成果や長所を大きく損なうものではなく、本論文がこの分野での研究を大きく前進させるものであるとの認識で一致した。よって、本審査委員会は、本論文の査読および口述試験の結果により本論文提出者が博士(学術)の学位を授与されるにふさわしいものと認定するものである。

大澤 肇

近代中国における学校教育の政治社会史

—— 党国体制下、江南地域の初中等教育を中心に (1928-1958年) ——

課程博士(学術) 博総第1031号(平成22年11月25日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 村田雄二郎(主査)、同教授 黒住 眞
同准教授 川島 眞、同教授 園田茂人、明治大学教授 高田幸男

大澤肇氏の学位請求論文「近代中国における学校教育の政治社会史 —— 党国体制下、江南地域の初中等教育を中心に (1928-1958)」は、1920年代から1950年代の中国において、学校教育が近代的な国民統合に果たした役割を政治的・社会的側面から実証的に解明することを目指したものである。著者はこの課題にアプローチする際に、1928年に成立した南京国民政府から1949年に成立した中華人民共和国政府に至るまで、異なる政権に共通する制度的特徴として党国体制 (party-

state system) に着目し、党化教育——政治教育が人々の国民意識や衛生・規律観念など近代的価値観に及ぼした影響を個別具体的に考察する。

論文は、序章、本論 6 章、終章からなり、巻末に参考文献一覧を収める。本文は A4 判で全 221 頁あり、字数は注や図表を含めて約 26 万字（原稿用紙 400 字詰めに換算して約 650 枚）の分量になる。

まず、本論文の内容を紹介する。

序章で筆者は、中国の近代化の中で教育の果たした役割を明らかにするには、政治教育の実態とともに、学校教育の政治的機能と社会的機能の相互関連を考察する必要があるという。また、清末に導入された近代的学校教育の展開をふまえつつ、江南という特定地域の通時的变化をたどるために、蔣介石南京国民政府（1928-1937 年）、汪兆銘南京国民政府（1940-1945 年）、中華人民共和国初期（1949-1958 年）という複数の政権を貫く歴史的連続性を重視する視座を提示する。

第 1 章「蔣介石南京国民政府の政治教育——1928-1937 年」では、孫文の三民主義を国是とした国民政府が、国家建設のために党化教育（政治教育）を重視し推進した経緯がたどられる。とくに 1931 年の満洲事件勃発以後は、「国難」に対処する上でも、三民主義に依拠した政治教育は継続されたが、教育行政における党の役割は必ずしも完全なものではなく、むしろ影響力は限定されていたという。その理由として著者が挙げるのは中央における分派抗争であり、また地方（県）レベルでは、修学・進学にかかる経済的コストの面で、学校教育の普及そのものに限界があったとされる。

第 2 章「蔣介石南京国民政府における学校教育の社会的機能とその問題——1930 年代中等学生の「進路問題」」では、江蘇省の中等学校学生の進路や就業の実態が分析される。著者は学生数・学校数の統計資料などを用いながら、中等学校学生の多くが都市の商工業階層の出身であり、多数が大学進学や都市のホワイトカラー的職業を志望したため、農村からの人材流出を促したことを指摘する。また、これとは別の立身出世の階梯があり、私塾での教育を経て「徒弟」から都市に就業する一群の階層も存在していたという。

第 1, 2 章が蔣介石政権の学校教育を論じるのに対して、第 3 章「汪兆銘南京国民政府の政治教育と教員層——1938 年-1945 年」はそれと激しく対立したいわゆる傀儡政権下の教育を論じる章である。統治の正統性を確保する上で、教員層を支持基盤にせざるを得なかったこの親民政権は、従来「奴隸化教育」を推進し、中国ナショナリズムとは敵対関係にあると位置づけられてきた。しかし、著者は汪政権の政治教育の内容には中国ナショナリズムへの強い志向が見られ、そこに日本への抵抗・対抗の姿勢を見出すことすら可能だと述べる。

第 4 章「近代江南の小学教員層——1928 年-1949 年」は、統計データと社会調査をもとに、小学教員層の頻繁な転職と都市志向の実態をあぶり出し、さらに、かれらが清末民初の科挙受験者層とはっきりした文化的世代的断絶があったこと、中等学校などで修得した都市文化や衛生観念・時間規律を農村にもたらす役割を果たしたこと、などを指摘する。序章でも提起されるように、著者は都市から農村への近代性 (modernity) の伝播に、学校教育が果たした社会的機能を見出しているわけである。

第 5 章「中華人民共和国成立前後における学校教育の再建と政治教育——1945 年-1953 年」では、学校教育の実態分析を通して、農村社会に近代的教育が浸透するとともに、イデオロギーによる基層社会の把握が進行したことが解明される。とはいえ、このプロセスは直線的に展開したわけではなく、教員の絶対的不足や民衆の識字能力の低さゆえに、政治教育の効果には限界があったとされる。

最後の第6章「中華人民共和国における学校教育と社会統合——1953年-1958年」は、社会主義化の流れの中で学校教育が急速に拡大・普及したことを指摘するとともに、学歴による社会上昇など、民衆の欲望と国家による教育の政治的・社会的統合機能の関係をめぐって、国家と民衆が織りなす相互作用のメカニズムを分析する。

以上の各章での考察をふまえて、終章で提示される本論文の結論は以下のようなものである。

第一に、1920年代から1950年代まで、性格の異なる三つの政権は、執政党のイデオロギーを「党義」「三民主義」「政治」や各教科科目を通して学生に浸透させようとする共通の政策をとっていた。言い換えれば、学校が政治的宣伝の場として機能した点で、国民党政権と共産党政権の間には連続する側面があった。

第二に、「党国体制」を選択した各政権にとって、学校教育は基層社会を把握し、政治的統合を強めるための重要な手段であった。その効果は種々の制度的条件により限定的であったとはいえ、規律意識や衛生観念の広がりに見られるとおり、都市の近代性は学校教育を通じて民衆の間にしだいに浸透・定着していった。

第三に、科挙時代の「昇官発財」に代わり、1920年代以降の中国の学校教育は都市のホワイトカラーに人材を供給する主要なルートとなった。この傾向は、中華人民共和国成立以後も続き、そのため私塾を通じた都市への移動などのルートが排除され、建国初期には進学熱が異様に高まる現象を引き起こした。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員はおもに以下の三点で高い評価を与えた。

まず、これまで中国近現代教育史の研究が制度や政策の分析に偏っていたのに対して、本論文は学校教育を受容する側の視点を提示し、民衆が教育に期待したものと政府のそれとのずれを解明したことである。

次に、異なる三種の政権を「党国体制」という概念装置で俯瞰し、複雑に変転する歴史の底流に一定の連続性を見いだしたことである。近年、1949年前後の中国を歴史的連続性から再考する一群の研究が現れつつあるが、本論文はこれを実証的に解明した個別研究の一つとして高く評価できる。第三に、教育史にとっての地域という問題を提起し、江南地域の教育の実態と国家の教育政策や政治運動との関連を分析したことである。とくに、県レベルで進められた学校教育に関する資料を多数発掘し、30年に及ぶ「下」からの歴史の流れを描き出したことは、今後の他地域との比較研究に一つの信頼できる事例を提供したものと言える。

ただ、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員からは、文中頻出する「民衆」の概念が曖昧であり、「欲望」のとらえ方も一面的にすぎるのではないかと疑問が呈された。また、なぜ初等教育ではなく中等教育を取り上げたのかについても、十分に説明がなされていないとの指摘がなされた。さらに、「近代性」の把握の仕方についても、「伝統」との複雑な関係にもっと目を向けるべきとの意見も出された。

とはいえ、以上述べたような短所は、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

以上、総括するに、本論文の達成が中国地域研究、中国近現代教育史研究に大きな貢献をもたらすことは疑いない。したがって、本審査委員会は一一致して博士（学術）の学位を授与するのにふさわしい論文と認定する。

鴨野 洋一郎

フィレンツェ商人とオスマン帝国

—— 15-16 世紀におけるフィレンツェ繊維工業とオスマン帝国との経済的関係 ——

課程博士 (学術) 博総第 1049 号 (平成 23 年 3 月 24 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 鈴木 董 (主査), 同教授 池上俊一
同准教授 長谷川まゆ帆, 信州大学名誉教授 齊藤寛海, 同志社大学准教授 堀井 優

鴨野洋一郎の論文「フィレンツェ商人とオスマン帝国 —— 15-16 世紀におけるフィレンツェ繊維工業とオスマン帝国との経済的関係」は、中世後期におけるイタリア商人の地中海交易活動の中で、特にフィレンツェ商人とイスラム世界の超大国オスマン帝国との間の交易関係を、毛織物及び絹織物を対象として交易活動に従事した二つの商社のケースを取り上げ、未刊の経営文書を中心に諸史料を渉猟して、解明した労作である。

本論文は、「はじめに」及び「おわりに」と、本文 4 章から構成されている。

「はじめに」においてはまず、ヨーロッパ・地中海世界におけるイタリア商人の商業活動の全体像を概観した後、フィレンツェ商人のケースを取り上げ、フィレンツェ商人がオスマン帝国といかなる形で関わりを持つに至り、いかなる形で交易に従事したかを明らかとした。その上で、オスマン帝国との東方貿易がフィレンツェにとっていかなる意味を持っていたかを明らかにした。

第 1 章においては、まず、古代末期以降中世に至る時期における地中海商業において、イタリア商人がいかにして擡頭してきたかを回顧し、その中で、イタリア繊維工業の発展が商業活動の発展といかなる形で関わっていたかを明らかにした。その上で、フィレンツェにおける繊維工業の発展を 13 世紀から 16 世紀まで辿り、フィレンツェ繊維工業の経営組織がいかなるものであったかを明らかとした。これらの議論を踏まえた上で、フィレンツェ繊維工業と東方貿易との関わりについての、従来の我が国及び欧米、特にイタリアにおける研究史を回顧し、本研究についての位置づけを行った。

それに引き続いて、本研究において主として使用するフィレンツェの会社組織の残した経営記録の種類及び性格について、研究史を踏まえて解説を加え、とりわけその中で本研究の主要研究対象となるグワンティ家及びセリストーリ家の経営記録の特色について明らかとした。

第 2 章においては、両家の対オスマン貿易の具体的分析に先立ち、ビザンツ時代に遡り、フィレンツェがピサの征服をきっかけとして、ピサが対ビザンツ貿易において与えられていた特権を継承する形で東方貿易に進出した経過について明らかにした。その上で、とりわけ 1453 年のコンスタンティノープル征服後において、フィレンツェが対オスマン貿易活動を活発化させたこと及びその背後の事情を明らかとし、さらに、フィレンツェ・オスマン貿易の枠組みを与えた両国間の商業協定の概略を示した。その上で、貿易枠組みの支柱としての役割を果たしたフィレンツェ人領事の機能を史料に基づいて明らかとし、合わせて、対オスマン貿易枠組みの維持のための様々な取り組みの詳細を解明した。

第 3 章及び第 4 章において、フィレンツェの繊維工業に関わり東方貿易においても活躍したグワンティ社とセリストーリ社を対象として、両社に関する未刊の経営文書類を中心に分析を加え、対オスマン商業活動の実態を、西欧世界内における商業活動と対比しつつ詳細に明らかとした。

第 3 章においては、まず、中世後期のフィレンツェにおける毛織物工業の発展・停滞・再発展の

全体像を明らかとし、その過程におけるオスマン市場開拓の試みとその影響について論じた。そしてこれを踏まえ、15世紀フィレンツェにおけるグワンティ家の毛織物会社を取り上げ、グワンティ家の毛織物製造業における発展とグワンティ家の家産の拡大過程を詳細に明らかとした。その上で、自社製の毛織物販売の状況に目を転じ、販売市場としてフィレンツェ市場とオスマン市場という二つの重要な市場が同時に並存していたことを史料に基づき詳細に明らかにした。その上で、販売対象の毛織物の種類について論じ、オスマン市場においては二級品としてのガルボ織が重要な販売対象となっていたことを明らかとした。オスマン市場とりわけオスマン帝国の最初の帝都でもあり、国際貿易の一大中心でもあったブルサにおけるガルボ織を中心とするグワンティ家の毛織物販売の実態を、フィレンツェにおける販売活動と対比しながら明らかとした。さらに、ブルサ市場における色彩別の需要構造の詳細も明らかとした。また、ブルサにおける販売の諸費用について代理人帳簿を中心とする経営文書に基づいて詳細に明らかとし、ブルサにおける実際の代金徴収過程についての詳細も国際的にも初めて解明した。

第4章においては、金箔会社として出発したが、すでに1500年頃には絹織物製造に特化するに至っていたセリストリ金箔会社を中心的対象として取り上げ、まず、15世紀におけるフィレンツェの絹織物工業の状況と国際市場との関わりについて論じた。これを踏まえ、セリストリ金箔会社の絹織物製造及び販売の実態について、未刊経営文書類に基づき、国際的にも初めて詳細を解明した。さらに、会計帳簿に基づき、イギリスにおける販売活動と対比しながらオスマン市場における販売の費用及び利益についても詳細を明らかとした。

そして「おわりに」においては、両会社共に、オスマン市場との貿易活動において、巨利ではないが確実な利益を上げており、その経済活動はオスマン帝国の開放的帝国体制によって支えられていたことに論及した。ただ、高リスクであるにも拘わらず、必ずしも高利益とは言えないオスマン市場貿易にかなりの比重で関わった真の理由が何であったかについては、今後の一層の研究の課題となることに言及して論を閉じている。

本論文は、フィレンツェの古文書館に収蔵される未刊の膨大な経営文書の博捜に基づいて、本邦・欧米のみならずイタリア本国においてもいくつかの先駆的な事例を除けば従来必ずしも十分に解明されていなかった、オスマン市場を中心とするフィレンツェの対東方貿易の実態を詳細に明らかとした国際水準に達する労作である。とりわけ、毛織物商業については、ガルボ織を中心にフィレンツェ市場とオスマン市場という二つの市場が並存してこれを支えていたという問題提起を国際的にも初めて明確に行った点で、学説史上独自の価値を有する。絹織物商業については、イギリス市場とオスマン市場とでは取り扱い品目が異なっており、とりわけオスマン市場においては、宮廷が最も重要な販売対象であり、最高級の金糸織り製品が多量に販売されていたことを明らかとし、東方貿易史のみならず東西文化交流史にとっても重要な指摘を行っている。

とはいえ、本論文は、フィレンツェ経営文書の精査に基づく極めて実証的な労作ではあるが、より巨視的な東方貿易史全体の枠組みの中における位置づけがなお不十分であるきらいがある。また、二つの商社のみを対象として取り上げており、フィレンツェさらにはフィレンツェ以外の諸国の商社と比較して、この二つの商社の持つ特殊性と他の諸商社とも共有する共通性が明らかとされていない。さらに、二つの商社に限っても、各商社の経済活動の全体像が示されていないために、対オスマン貿易の両商社の全体的活動の中における相対的な位置づけと意味が必ずしも明らかになっていない。

これらの問題点を孕みながらも、本論文は、未刊の経営史料の精査に基づき、従来十分に解明さ

れてこなかったフィレンツェの対東方貿易の構造の一端を詳細に明らかとした点で、国際的にも重要な学術的貢献と言うことができる。

以上、本審査委員会は、本論文は、博士（学術）の学位を授与するのに十分値するものであることを認定した。

田中 靖彦

三国志をめぐる言説についての研究

—— 魏晋から北宋における正統論との関わりを中心に ——

課程博士（学術）博総第 1047 号（平成 23 年 3 月 24 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 代田智明（主査）、同教授 村田雄二郎
同准教授 石井 剛、同准教授 小島 毅、駒澤大学准教授 石井 仁

田中靖彦氏の論文は、魏呉蜀の三国が覇を競った三国時代の歴史評価と人物評価について、包括的に論じたものである。中国史における近世が始まる北宋時代までを視野に入れて、各時代のさまざまな三国志言説を時系列的に整理し、その言説がなされた背景と意図をテキスト分析の手法で解き明かす。各時代の作者は、自分の置かれた環境のなかで、三国の評価にながしかを仮託し、歴史や人物の評価の形でメッセージを残そうとしたというのである。それとともに、南宋以降、とりわけ明清時代に顕在化する王朝正統論（三国志では、蜀漢正統論となる）との関わりを軸に、三国志評価を通して正統論が形成され成立していく経過を解明した。本論では、中国における「史」（歴史）のあり方と系譜を探求して、これを「三国志文化」と呼んでいる。三国志文化が、司馬遷以来、史を書くことの重要な文化的要素であることを証そうとするのである。

問題提起を述べた「序章」について、第一章では、魏から禪譲を受けた晋王朝時代に陳寿が書いた史書『三国志』がまず取りあげられる。ここでは、もともと蜀の出身であった作者が、ひそかに蜀を称讃する記述を一部に潜ませたものの、晋に仕える者として基本的に魏を主軸（「本紀」としたのは当然であった。こうして天命を受けた王朝が魏で、それを継いだのが晋だという認識を強固にはした。しかし史書を『三国志』と命名したことによって、後代に三国志論が展開する余地をつくり、「正統論」を育む基礎となったと論じている。

第二章では、^{はんよう}范曄の『後漢書』を扱う。彼は、脚色をしてまで、^{じゆんいく}荀彧を後漢の忠臣として美化し、曹操を強く批判するが、決して後世言われるように、「蜀漢崇拜」だったわけではない。ここでは、彼にとっては、劉備が曹一族と変わらぬ、皇帝を僭称した者にすぎなかったことを明らかにした。第三章では、おもに^{しゅうさくし}習鑿齒の『漢晋春秋』を取りあげる。習が西晋の実力者桓温から寵愛を受けていたものの、その後疎まれてのち、この書を書き上げたことを指摘する。この書は、習の故郷が諸葛孔明の故郷であったことから、人物評価だけでなく蜀漢に対する評価も高いが、曹操に対しては毀誉半ばする。本論文は、習の観念では蜀漢は漢王朝の一部として、それを晋王朝が継承したとした。そこには、かつての上司桓温に対する、アンビヴァレントな感情が託されており、蜀漢讃美は、後世「蜀漢正統論」の嚆矢というのとは違い、むしろ晋の正統化に繋がって、現王朝への追従の側面もあったと指摘する。

第四章では、従来、奇怪な事象を扱った「伝奇小説」とされている^{かんぼう}干宝『搜神記』を取りあげる。

ここでは、三国のうち影の薄い孫呉政権が「正統」となる可能性はなかったかを、この書物から探索した。曹魏と劉蜀との対立はおなじみなのだが、三国志文化では孫呉はほとんど脇役であった。これについて『搜神記』の三国言説を読み解くことによって、呉王朝が地元の下層知識層の支持を得られなかったこと、『搜神記』の意図が、当時の東晋王朝が南下知識人を重用して、地元人士を軽視したことへの警鐘にあったことを指摘し、わずかにあった呉正統論の展開は絶たれてしまったとする。

第五章も、文学的に読まれることの多い『世説新語』を、三国志文化の枠組みのなかで読み解いている。編者劉義慶は編者ではあっても、実作者ではないとされ、従来あまり分析の対象となっていなかったが、ここでは『世説』を史書として読み直し、劉に焦点を当てている。テキストは曹一族を批判し、とくに曹丕が弟を暗殺したり、虐げたりしたことを叙述するが、この記録は他に見えず、『世説』の創作に近いと判断する。これは劉が当時の皇帝宋・文帝の弟に等しい存在で、文帝の政治的ライバルと見なされ、疎外追放され、事実急死を遂げていることから、劉とその文人グループが、当時の状況を仮託して創作したものと推測している。

第六章は唐代に到り、史書が王朝政権のもとで編纂されるようになるが、当時まだ曹魏に受命王朝を認定する傾向が強かった政権側の三国論に対し、劉知幾の『史通』の叙述を取りあげる。劉は「曹操と魏は悪、諸葛と蜀は善」という勸善懲惡の定型評価の先駆けを提示したが、それは自らを不遇に遇した唐王朝玄宗に対する、恨み言でもあったという。さらにこの書により、歴史を対象として評論する「史評」というジャンルが開拓されたこと、劉が司馬遷と同じ史家の意識を強くもっていたことなどが論じられる。

第七章では、北宋時代に明確になる「正統論」の萌芽が生まれることを論ずる。それは『冊府元龜』という書物において、三国を含めた歴代王朝について一つひとつ、正統の資格があるかどうかを検証している点である。ここで漠然とした曹魏正統論は、明確化した形で正統論への傾向をもつこととなった。この時代になると、北方に漢族とは異なる遼や金が勃興し、とりわけ澶淵の盟によって、遼と対等の条約を結ぶことになった。それまでの王朝は、華夷秩序のなかで、自らの「正統性」は自明であり、問うまでもなかったが、宋王朝はこの事態に直面して自らの正統性を確認するためにも、「正統」概念を導入していく。宋の真宗は権威付けのために曹操祭祀を行うことで曹魏に自己投影を行い、その「正統」性を誇示しようとしたのであった。

第八章は、「正統論」の枠組みがさらに強化していくとともに、曹魏正統論から蜀漢正統論へと転換していく様子を議論していく。まずはおもに欧陽脩の議論を取りあげ、当初は曹魏を正統とするかのごとき言説をしていた彼が、のちに曹魏を正統からははずすべきだと主張したことが述べられる。ここには、中華全土を統一できなかった宋王朝の現実が反映しているのではないかと、本論は推測している。また蜀漢正統論への過渡期として、蘇軾や司馬光の三国論を扱っている。とくに司馬光の『資治通鑑』には、非漢族政権の擡頭のなか、正統の連続性が自己にあることを確認するためにも、より明らかな「正統」概念により三国時代を扱う姿勢が見てとれるとする。一方、王安石には諸葛亮に同化するかのような称讃があったが、正統概念の意識は希薄であった。過渡期にあつて、人物評価と王朝評価はなお別べつでありえたという。諸葛亮の評価が「正」なるものと結びつくのは、程顥・程頤のいわゆる二程になってからであった。ここにおいて蜀漢もまた「正」なるものと位置づけられていく。さらに朱熹『資治通鑑綱目』において、蜀漢を「正統の余」と述べ、正統論への橋渡しをしている。しかし彼は蜀漢を「正統」とは言わず、これは彼が生きた南宋すら、北方を失った以上「正統」とするに足らないという認識と合致するというのである。こうして、宋

代の危機意識が次第に「正統意識」を醸成していき、「曹操と諸葛亮の同時賞賛」というような、自由で多様な三国言説が成立しがたくなっていくのであった。ここにおいて「三国志文化」は大きな画期を迎えたと本論は述べている。

審査委員会において、本論文が、三国時代直後以来の、文学的とも言えるものを含め、多様なテクストを突き合わせ、それを三国志論として丹念に読み解き、著者の言う三国志文化の趨勢を叙述したこと、それによって、中国における「史」を書くことの現実的意味と意図を、鮮明に浮き彫りにしたこと、あいまいな仮託や嗜好の範囲にあった三国志言説が、早くは北宋時代に到って「正統」概念に影響され、また「正統」概念の形成に関わったこと、などを明らかにしたと認定した。ただし問題点がないわけではない。審査委員からは、本論中に「正統」概念が様々な位相で使われており、正統論に絡み取られて、かえって三国志言説の解釈の多様性が失われた嫌いがないでもないこと、蜀漢を善とし曹魏を悪とする、明清『三国志演義』の歴史通念の大衆性についても、掘り下げた言及がほしかったこと、三国志がひとつの典型性を有しているにしても、項羽劉邦や春秋戦国時代など、中国の文化現象として歴史評論の材料は数多く、本論は視野がやや狭いこと、記述や解釈に一面的なところや誤りもあり、やや強引な結論を引き出している点などが指摘された。しかしこれらは、今後の課題として、本論文のさらなる研究探索と対象の拡大によって果たされるものと考え、本論文の貢献は学術的に十分に大きいものと判断した。したがって、本審査委員会は全員一致で、本論文に対し、博士（学述）を授与するにふさわしいものと認定する。

宋 炳巻

1940 年代東アジアにおける地域主義と韓日米関係

論文博士 17458（平成 23 年 2 月 28 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 木宮正史（主査）、同教授 古矢 旬
同准教授 外村 大、東京女子大学教授 油井大三郎
立教大学教授 李 鐘元、中京大学教授 浅野豊美

本論文は、近年、注目を集める「東アジア共同体」を形成する原動力である東アジア地域主義の源流を、第二次世界大戦前後の日本と朝鮮半島との関係に焦点を当て解明していこうとする時宜にかなった試みである。戦前日本において、植民地朝鮮は「大東亜共栄圏」の中で大陸兵站基地として位置づけられたが、日本の敗戦とともに、米ソの分割占領を経て大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国という南北分断国家として独立した。そのうち、日本と韓国とは、米国との関係を媒介とした地域的分業関係に位置づけられ、戦後の東アジア国際関係の形成と展開に重要な役割を果たした。本論文は、こうした韓日米関係が第二次世界大戦をはさんで、どのような政治力学に基づいてどのように変容し再編されたのかを、日米両国の一次史料を駆使して実証的に明らかにしようとしたものである。

本論文は第二次世界大戦をはさんだ 1940 年代を対象として、日米両国が、地域における産業分業のパターンを中心に、異なる三類型の地域主義を順次構想しただけでなく、それらが相互に交錯し影響を及ぼしたと主張する。第Ⅰ期地域主義は、日本が覇権的に主導する垂直的産業分業の構造を持ち、戦前の「大東亜共栄圏」によって体现されたとする。第Ⅱ期地域主義は、日本の覇権を除

去した、東アジア諸地域の均衡のとれた経済発展を前提とした水平的な産業分業構想であり、米国の初期戦後構想に反映された。第Ⅲ期地域主義は、米国が主導したという点では第Ⅱ期と同様であるが、下位パートナーとしての日本を中心とする垂直的産業分業に基づいた地域経済統合を構想したという点で第Ⅱ期とは異なる。

東アジア地域主義に関する先行研究は、その多くが第Ⅲ期の地域主義にだけ着目するものであった。また、戦前との関連を自覚した研究であっても、第Ⅰ期地域主義と第Ⅲ期地域主義との関連だけに注目するものがほとんどであった。本論文は、今まで注目されてこなかった第Ⅱ期地域主義にも焦点を当てることで、第Ⅰ期地域主義が第Ⅱ期地域主義を経て第Ⅲ期地域主義へと変容するダイナミズムを、実証的に明らかにすることに成功している。そして、第Ⅲ期地域主義が内包する政治力学を明らかにすることで、その後の展開にも示唆を与える。日本の敗戦が第Ⅰ期と第Ⅱ期とを分け、東アジアへの冷戦の波及が第Ⅱ期と第Ⅲ期とを分けるが、先行期の構想がその後の構想にどのような影響を及ぼしたのか、三類型の地域主義の相互作用を明らかにする。

本論文は、第Ⅰ期の構想が日本の敗戦で終わったのではなく戦後再建構想の中で基本的には維持されたということに着眼した、第1・2章からなる第Ⅰ部、そして、それに部分的には影響されながらも、その代案的克服として提示された第Ⅱ期地域主義の構想を、米国の戦後政策構想の中で位置づけるとともに、第Ⅱ期の構想が、冷戦によって第Ⅲ期の構想へと変容する過程を明らかにする、第3・4・5章からなる第Ⅱ部、以上の二部により構成される。

第1章は、日本政府による戦後経済再建構想を網羅的に分析し、経済再建のために朝鮮などの旧「外地」との経済関係の再構築が必要であるという認識が支配的であったことを明らかにした。

第2章は、そうした認識を主導した京城帝大教授であった経済学者鈴木武雄に関する資料を新たに発掘し、その言説を分析した。鈴木は、植民地朝鮮の経済発展が日本との「経済的内鮮一体化」に基づいたものであったことを理由に、独立後の朝鮮経済の自立が日本との経済関係の再構築なしには困難であるだけでなく、日本にとっても朝鮮の「喪失」が痛手になるという認識に基づき、日本と朝鮮の双方にとって経済的提携が必要であるという戦後の地域的経済再建構想を基本的な認識として保持していた。このように、第Ⅰ期地域主義の構想が戦後にも継承されたことを鈴木武雄の言説分析を通して明らかにしたことで、さらに、米国の戦後構想に対しても、こうした構想が部分的に影響を与えたことが示唆されている。

第3章は、米国による戦後東アジアの政策構想を分析したうえで、朝鮮に対する信託統治構想が持つ経済的意味を分析した。対日非軍事化政策は朝鮮経済の日本からの分離政策を帰結させると共に、それによってもたらされる朝鮮経済の自立可能性への危惧が朝鮮に対する信託統治構想の経済的根拠となったことを明らかにした。但し、そうした経済的分離政策にも拘わらず、日本と南朝鮮に対する占領を米国が同時に行ったことが、両地域の経済的統合を便宜的に行うようにさせたことも明らかにした。

第4章は、ポーレー使節団の賠償案を詳細に分析して、日本の非軍事化を促進するための米国の対日賠償政策が、日本という中心を除去して水平的な産業構造を持つ分業体制を東アジアに構築しようとしたことを明らかにし、第Ⅱ期地域主義の基軸となった構想を抽出した。そのうえで、満州や北朝鮮地域がソ連占領という歴史の現実により地域的分業体制から切り離されることにより、こうした第Ⅱ期地域主義の構想の実現が困難であるという認識が擡頭する過程も明らかにした。

第5章は、第Ⅱ期から第Ⅲ期へと地域主義構想が変容する過程の一つの事例研究として、韓日の政府間石炭貿易を取り上げ、東アジアへの冷戦の波及に伴い日本の戦略的価値が再評価され、占領

による事実上の経済的統合運営という実態が既成事実となり、それによって米国主導の下で韓日の垂直的な分業体制が次第に定着する過程を明らかにした。

以上のように、本論文は、日本が主導した第Ⅰ期から、米国主導の第Ⅱ期、そして第Ⅲ期へと地域主義構想が変容するダイナミズムを、独自の資料発掘と既存資料の再解釈に基づき、地域主義構想の相互作用にも留意しながら明らかにした。このことで戦前から戦後につながる東アジア国際関係の歴史的理解に関する新たな視角を提供したという重要な意義を持つ。

さらに、本論文は、以下のようなオリジナリティを持つことによって、以後の研究にも重要な貢献を果たすと評価できる。

第一に、朝鮮植民地経営において重要な役割を果たした鈴木武雄に関する研究に新たな可能性を提示したという点である。鈴木は戦後直後の言説を知りうる資料を新たに発掘し、日本と朝鮮の経済関係に関する戦前と戦後の評価の連続性を抽出し、それが日本自身の戦後再建構想にも影響を及ぼしたことを明らかにすることで、戦後日本外交の基本理念をめぐる思想史的文脈に鈴木武雄を位置づけた。

第二に、信託統治構想を再解釈し、それに関する新たな知見を提供したという点である。従来、朝鮮信託統治構想は朝鮮人自身の統治能力不足を前提とした独立猶予論であり、だからこそ、李承晩ら右派民族主義者の反対に直面して挫折したという評価が一般的であった。本論文では、その経済的根拠として、第一に、朝鮮を経済的に自立させる日朝の経済的分離政策が日本の非軍事化のために必要であると考えられたこと、第二に、朝鮮の経済的自立は即時には困難であり、そのための時間的猶予として信託統治の期間が必要であると考えられたこと、以上の二点を指摘した。こうした知見は、韓国現代史における信託統治構想の再解釈という点で重要な貢献をなしている。

第三に、対日賠償をめぐるポーレー使節団の活動を、その地域統合構想を射程に入れて再評価し、第Ⅱ期地域主義として抽出した点である。ポーレー使節団に関する既存解釈は、戦後初期、実現されなかった米国の対日賠償政策の一つのエピソードとして取り上げられる程度であった。本論文では、日本という「発条の中心」を除去し、アジア諸国の均等発展を図ることによって東アジア秩序の安定を図るといふ、意欲的な試みであったと再評価することで、その後の戦後史の展開を構造的に説明することを可能とした。

第四に、東アジア冷戦史、国際関係史に対する再解釈という点である。東アジアは、日本の敗戦と冷戦の波及という理由で、戦前と戦後が断絶的に理解される傾向が強かった。それに対して、戦前と戦後の連続性に基づく理解が必要だという主張が近年提起されるようになってきている。本論文も、地域主義構想という観点から、朝鮮半島を中心とする東アジア国際関係を戦前と戦後を通貫して理解するための重要な一つの視座を提供し、東アジア冷戦史、国際関係史に対して新たな理解の可能性を提示することに成功している。

以上のように、本論文は、新たな資料を発掘し、それを最大限利用することで、地域主義を軸とした東アジア国際関係の歴史的再解釈を試みた画期的な成果として、韓国現代史、日韓関係史、東アジア冷戦史、国際関係史など多様な領域において、今後参考にされるべき先駆的研究として位置づけることができる。そして、これは、韓日米という三か国にわたる著者の本格的研究の成果である。

しかし、本論文には、いくつかの弱点もしくは課題も指摘される。

第一に、地域主義に関する韓国側からの視点が明確な形で抽出されていないという点である。地域主義構想を明確に提示しうる主体が大国である日米であったということも前提としても、また、

独立以前もしくは独立間もない韓国が、自らを取り巻く東アジア地域に関する構想を持つ余裕がなかったとしても、当時、南朝鮮および韓国で活動した左派から右派に至る種々の政治勢力が、どのような国家を建設するのかという構想は持っていたはずである。それと関連して、どのような東アジア地域を好ましいと考えたのか、日米との関係をどのように構想したのかという問題意識も当然持っていたはずである。したがって、韓国の視点から東アジア地域主義の構想を抽出することはある程度は可能であるし、また必要な研究課題でもある。

第二に、本論文の鍵となる地域主義概念に関して、より徹底した吟味が必要だという点である。本論文では、地域における産業分業構想を地域主義として規定し、それを誰が主導したのか、地域内における水平的分業なのか垂直的分業なのかという点を基準として類型化した。しかし、ブロック経済を主導した日本とグローバルな自由貿易を主導した米国との違いが戦前と戦後の地域主義の根本的な差異にも反映されたのではないかと、さらに、第Ⅱ期を独立した一段階として考えるべきものなのかというような疑問も提起された。さらに、地域主義の単位としての「東アジア」に関して、一方で東南アジアと東北アジアの双方を含んでいると言明しているにも拘わらず、東北アジアだけが念頭に置かれた記述が多いという批判も提起された。

第三に、第5章の位置づけが必ずしも明確ではないという点である。米軍占領下に置かれた日本と南朝鮮間の政府間石炭貿易の事例を、米国主導下の日韓の垂直的分業体制への移行事例だと位置づけるが、それは冷戦によって帰結されたというよりも、占領による統合的運営という便宜的な側面が強かったのではないかとこの点が指摘された。また、そもそも石炭貿易が垂直的分業の事例と言えるのかという疑問も提起された。

第四に、各章において利用可能な資料を最大限利用しているという点で実証性は高いが、史料利用に関して史料批判をより徹底して行う余地があるという問題点が提起された。

このような点には、なお議論を深める余地は認められるものの、これらの点は本研究の価値と学界への貢献を減ずるものでは決してない。したがって、本審査委員会は、本論文提出者が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。